

建 築 設 計 基 準

第 1 章 総 則

1.1 目 的

この基準は、建築設計及び外部環境設計に関し、「官庁施設の基本的性能基準」(平成 18 年 3 月 31 日国営整第 156 号、国営設第 162 号)に定める性能の水準を満たすための標準的な手法及びその他の技術的事項を定め、官庁施設として有すべき性能を確保することを目的とする。

1.2 適用範囲

この基準は、官庁施設のうち庁舎及びその附帯施設の建築設計及びこれらの外部環境設計に適用する。

1.3 用 語

- (1) 庁 舎 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和 26 年法律第 181 号。以下「官公法」という。)第 2 条第 2 項に規定される庁舎をいう。
- (2) 合 同 庁 舎 官公法第 2 条第 3 項に規定される合同庁舎をいう。
- (3) 総 合 庁 舎 同一の省庁の 2 以上の部局の長が使用する庁舎をいう。
- (4) 大 規 模 庁 舎 延べ面積が 2,250 m²以上の庁舎をいう。
- (5) 窓口業務を行う官署 来庁者に対し、直接サービスを提供する官署をいう。
- (6) 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける人、その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける人をいう。
- (7) 寒 冷 地 次のいずれかに該当する地域をいう。
 - 1 月の月平均気温が 0 以下の地域
 - ひと月の日最低気温の月平均値が-5 以下の地域
 - 暖房度日数 D₁₈₋₁₈ が 2,500 Day 以上の地域
- (8) 多 雪 地 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 86 条第 2 項に基づき、特定行政庁により指定された多雪区域をいう。

第2章 基本方針

2.1 基本方針

- (1) 庁舎は、国民の共有財産として、親しみやすく、便利でかつ安全なものとする。さらに、長期的な視野のもとで、施設の特性及び地域性に応じた多様性及び柔軟性の高いものとするとともに、良好で健全な環境の形成及び文化の創造に寄与するものとする。
- (2) 来庁者の利便、職員の健康の維持及び公務の能率の向上が図られるよう、適切な平面計画及び室内環境の確保のほか、ゆとりと潤いのある空間づくり等に配慮する。

2.2 配置計画

- (1) 入居官署の機能及び周辺環境を考慮し、庁舎、駐車場、構内通路、緑地等を適切に配置する。
- (2) 庁舎、駐車場等の適切な配置により、敷地の有効利用を図る。
- (3) 庁舎、駐車場等への経路が分かりやすい配置計画とする。
- (4) 歩行者等及び自動車の動線は、できる限り交差しないよう配慮することとし、必要に応じて、主動線のほかに、施設の維持管理等を考慮し、サービス用の動線等を確保する。
- (5) 歩行者等の動線は、遠まわりとならないよう配慮する。
- (6) 高齢者、障害者等を含むすべての来庁者が、できる限り同じ経路により庁舎の主要な出入口等まで移動できるよう動線を確保する。
- (7) 地域との連携についても考慮しつつ、建築物のセットバック、オープンスペースの集約化、緑地の確保等により、ゆとりのある外部空間をつくり出すよう配慮する。
- (8) 施設の用途、規模及び立地に応じた駐車場の確保について考慮する。
- (9) 必要に応じて、将来の増築スペース等の確保について考慮する。

2.3 平面・動線計画

- (1) 各室の機能、業務内容等を十分考慮して、分かりやすく、利便性の高い平面・動線計画とする。特に、窓口業務を行う官署が入居する庁舎等においては、窓口又は受付までの動線の分かりやすさ、移動の容易さ、安全性等に十分配慮することとし、高齢者、障害者等を含むすべての来庁者が、できる限り同じ経路により窓口又は受付まで移動できるよう動線を確保する。
- (2) 来庁者が利用する範囲と立ち入りを制限する範囲を区分けするとともに、来庁者、職員、物品等の搬出入、廃棄物の搬出等の動線を適切に分離する。
- (3) 避難経路は、簡明なものとし、関係法令に定められる場合以外についても、二方向避難の確保を考慮する。また、窓口業務を行う事務室がある階に直接地上に通ずる出入口がない場合は、想定される救助の方法等により必要に応じて、当該階に車いす使用者等が一時避難する場所を確保する等高齢者、障害者等の避難に配慮する。
- (4) 窓口業務を行う官署又は部署のうち、来庁者の多い官署又は部署を低層階に配置する。
- (5) 合同庁舎又は総合庁舎において、各階は、できる限り同一の官署でまとめ、異なる官署を混在させない。
- (6) 合同庁舎又は総合庁舎において、共同で利用することが望ましい室等は、できる限り共用化する。
- (7) 室の用途等により必要に応じて、多様な利用形態、予想される機能の変更等を考慮し、適切にフレキシビリティを確保する。
- (8) 移動式書架等の重量物を設置する又は設置が予想される場合は、設置位置を設定し、荷重を考慮する。
- (9) 給排水、ガス、排気等の設備を必要とする諸室又は事務室と使用時間帯の異なる諸室は、それぞれできる限り集約的に配置する。

- (10)和室、火気使用室等は、できる限り独立した防火区画とする。
- (11)騒音又は振動を発生するおそれのある室は、できる限り居室から離れた位置に配置する。
- (12)配管スペース、配線スペース及びダクトスペースは、垂直及び水平の連絡並びに安全性を考慮した適切な位置に配置する。
- (13)施設の維持管理のための清掃、保守、点検等が効率的かつ安全に行えるように、作業又は搬出入のためのスペースを確保する等配慮する。

2.4 高齢者、障害者等への配慮

- (1)「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」(平成18年3月31日国営整第157号、国営設第163号)に基づき、高齢者、障害者等を含むすべての施設利用者が、できる限り円滑かつ快適に利用できるものとする。
- (2)施設の特性の考慮の考え方については、不特定かつ多数の人が利用する施設は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号。以下「ハートビル法」という。)により定められる利用円滑化誘導基準を、その他の施設は、同法により定められる利用円滑化基準を満たすものとするほか、第3章によることを基本とし、更に各施設の実情を勘案しつつ適切に配慮する。

2.5 設備設計に対する配慮

- (1)外壁、開口部等からの熱損失、熱取得等の防止により、建築設備への負荷の抑制に配慮する。
- (2)各種設備容量等の設定に必要な収容人員等の使用条件については、適切な設定となるよう配慮する。
- (3)設備関係諸室は、設備の運転効率及び設備関係諸室のスペースの効率化に配慮して、適切に配置する。
- (4)照明機器、吹出口等居室に設置する設備については、適切な室内環境の確保とともに、室の用途等に応じて、室空間のフレキシビリティ、意匠性、空間性等について配慮する。
- (5)スイッチ、コンセント等については、事務機器等のレイアウトのほか、施設又は室の用途等に応じて利用者及び利用方法を考慮し、使いやすい設置位置、形状等について配慮する。

2.6 コストに対する配慮

- (1)建築物の躯体、仕上げ、設備、外構等についての工事費の適正な配分とともに、ライフサイクルコストの適正化について配慮する。
- (2)材料等は、品質、性能、施工方法、価格、市場性等を十分考慮したものとし、できる限り既製品、規格品等とする。
- (3)スパン割り、階高、外部建具の寸法及び割りつけ等は、必要な機能性及びフレキシビリティを確保するとともに、経済的合理性を十分考慮したものとする。
- (4)部材又は詳細の標準化又は簡略化、省力化を図った工法の採用等によるコスト縮減について考慮する。

2.7 地域の特性に対する配慮

寒冷地又は多雪地においては、積雪、雪害、凍結又は凍害に対する安全性及び機能の確保を考慮する等地域の気候風土、都市環境等の特性については別途考慮して、適切に必要な措置を講ずる。

第3章 設 計

3.1 外構設計

3.1.1 敷地の出入口

- (1) 道路から分かりやすく、安全を考慮した位置に設けるとともに、自動車の出入り等が分かるよう見通しを確保する。
- (2) 道路と構内の歩行者用通路との境界に、車いす使用者の通過を妨げるような段を設けない。
- (3) 構内の歩行者用通路に、敷地境界を示す点状ブロック等（視覚障害者誘導用ブロック等のうち点状突起のものをいう。以下同じ。）を敷設する。
- (4) 施設計画しやむを得ない場合を除き、できる限り敷地の境界又は庁舎の周囲に門又は囲障を設けない等開放的なデザインとするよう配慮する。

3.1.2 構内通路等

- (1) 構内通路は、原則として車路と歩行者用通路を分け、できる限り交差させない。やむを得ず交差が生じる場合には、見通しを確保する。
- (2) 道路等から庁舎の主要な出入口まで、車いす使用者用駐車施設から庁舎の出入口まで等の歩行者用通路（以下「主要な歩行者用通路」という。）には、原則として、段を設けない。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機を併設する。なお、段は3.3.23(3)から(8)に準じた構造とし、傾斜路は3.1.5による。また、その他の歩行者用通路についても、できる限り段を設けない。
- (3) 窓口業務を行う官署が入居する庁舎、合同庁舎又は大規模庁舎の場合においては、主要な歩行者用通路の幅員は、180 cm以上とする。
- (4) 歩行者用通路は、降雨、降雪、凍結等による歩行者等の転倒を防止するため、濡れても滑りにくいように、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることにし、必要に応じて、ひさし等の設置について考慮する。
- (5) 主要な歩行者用通路には、道路等からの出入口から庁舎の窓口、受付等までの経路に、線状ブロック等（視覚障害者誘導用ブロック等のうち線状突起のものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設する。また、手すり又は触知による案内を必要に応じて設置する等視覚障害者の誘導及び注意喚起に配慮する。
- (6) 歩行者用通路の歩行者等が車路に近接する部分には、点状ブロック等を敷設する。
- (7) 歩行者用通路の切り下げ部の縁端は、車いす使用者が通過可能であるとともに、視覚障害者が認知できるよう配慮する。
- (8) 必要に応じて、施設の維持管理、機器類の搬出入等を考慮したサービス用の通路を設ける。
- (9) 車路の舗装材料は、自動車の通行に対する耐久性を考慮したものとする。
- (10) 主要な歩行者用通路等については、魅力的な空間となるよう、必要に応じて、舗装のデザイン、周囲の植栽、修景施設の設置等について考慮する。

3.1.3 駐車場

- (1) 駐車場は、敷地の有効利用を考慮し、適切に配置する。特に窓口業務を行う官署が入居する又は公共交通機関の利用が不便な場合については、効率的な駐車台数の確保、周辺環境に配慮した車路の配置等について考慮する。
- (2) 植栽、舗装材料等による景観形成について考慮する。
- (3) 必要に応じて、機械式駐車装置の設置について考慮する。

3.1.4 車いす使用者用駐車施設

- (1) 窓口業務を行う官署が入居する庁舎、合同庁舎又は大規模庁舎の場合においては、全駐車台数が 200 以下の場合、当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、また、全駐車台数が 200 を越える場合は、当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設ける。
- (2) 平らな場所に設ける。
- (3) 庁舎の出入口のできるだけ近くに設ける。
- (4) 車いす使用者用駐車施設から庁舎の出入口までの通路は、利用者が安全に通行できるよう、車路と分離し、必要に応じて、ひさし等の設置について考慮する。
- (5) 車いす使用者用駐車施設の 1 台あたりの幅は、350 cm 以上とする。
- (6) シンボルマークの立札、路面表示等により、車いす使用者用である旨を分かりやすく表示する。また、乗降用スペースには、斜線を路面に表示する。
- (7) 道路からの出入口から車いす使用者用駐車施設まで誘導する案内表示を、必要に応じて設ける。

3.1.5 屋外傾斜路

- (1) 主要な歩行者用通路に設置する屋外傾斜路（以下「主要な屋外傾斜路」という。）の幅は、150 cm 以上とする。ただし、階段に併設する場合は、120 cm 以上とすることができる。また、勾配は、15 分の 1 以下とする。
- (2) 勾配が 20 分の 1 を超える主要な屋外傾斜路には、上端、下端及び高さ 75 cm 以内ごとに、また、曲がり部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分に、踏幅 150 cm 以上の踊場を設ける。
- (3) 路面は、濡れても滑りにくいように、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- (4) 路面は、その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等により、屋外傾斜路の存在を容易に識別できるものとする。
- (5) 高さが 16 cm を超え、かつ、勾配が 20 分の 1 を超える部分には、両側に手すりを設けることとし、主要な屋外傾斜路については、原則として、2 段手すりとする。
- (6) 主要な屋外傾斜路の手すりは、踊場についても連続して設置し、始末端には十分な長さの水平部分を設ける。
- (7) 主要な屋外傾斜路の手すりの端部に、現在位置、誘導方向等を示す点字表示を、必要に応じて行う。
- (8) 側壁がない場合は、脱輪防止等のため、屋外傾斜路の側端に立上りを設ける。
- (9) 屋外傾斜路の上端に近接する部分には、点状ブロック等を敷設する。ただし、勾配 20 分の 1 以下、又は高さ 16 cm 以下かつ勾配 12 分の 1 以下の場合については、この限りではない。

3.1.6 排水溝等

- (1) 歩行者等の動線経路上にある排水溝等の蓋は、杖先、キャスター等が落ち込まない構造のものとし、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
- (2) 自動車が通過する部分に設置する排水溝等は、自動車による荷重を考慮したものとする。

3.1.7 緑化

- (1) 緑化面積の敷地面積に対する割合（以下「緑化率」という。）は、20% 以上とすることを目標とする。
- (2) 緑化率は、地上部の緑化により確保することを基本とし、都市部等で地上部の緑化のみで緑化率を確保できない場合は、屋上緑化等について考慮する。
- (3) 緑化面積（緑化率が 20% に満たない場合は、緑化率を 20% として算出した面積）の 50% 以上を樹木とする、その一部を高木とする等効果的な配植及び樹種の選定に配慮する。

- (4) 地域の環境特性、景観等に加え、植栽の育成管理について配慮する。
- (5) 必要に応じて、散水設備の設置について考慮する。

3.1.8 憩いの空間

- (1) 窓口業務を行う官署が入居する庁舎、合同庁舎又は大規模庁舎の場合においては、地域との連携に配慮しつつ、敷地の出入口付近等外部からも利用しやすい位置に休憩スペースを設ける。
- (2) 休憩スペースは、魅力的な空間となるよう配慮する。

3.2 外部設計

3.2.1 外部に面する建築非構造部材

- (1) 外部に面する建築非構造部材の材料及び工法は、大地震動時の変形、経年劣化等によってはく落しないよう十分考慮したものとす。
- (2) 2階以上の外壁等にタイルを使用する場合は、次に掲げる事項を考慮して、はく落による危険の防止を図る。
 - 各階ごと又は最下階に有効なひさしを設ける。
 - 各階ごと又は最下階に有効なひさしを設けない場合は、建築物の周囲に植込等を設け、人が壁面等に近づかないようにするとともに、出入口等通路となる箇所には、有効なひさしを設ける。
- (3) 見上げ面、ひさしの鼻等に仕上げを行う場合の材料及び工法は、はく落しないよう十分考慮したものとす。

3.2.2 外壁等

- (1) 屋根及び外壁の断熱について考慮する。
- (2) 下階がピロティ、車庫、機械室等となる居室等については、床版下の断熱について考慮する。
- (3) 必要に応じて、窓、出入口等の開口部又は接地床の断熱について考慮する。
- (4) 過大な日射の進入を防ぐため、必要に応じて、窓等の日射遮蔽について考慮する。
- (5) ガラス等の外壁面による日射の反射の近隣への影響に配慮する。
- (6) ヒートブリッジの防止等により、屋外に面する壁及び建具の結露の防止又は低減を図るとともに、結露水の処理について考慮する。

3.2.3 積雪に対する屋根及びひさしの安全性の確保等

- (1) 必要に応じて、傾斜屋根等は、氷雪の落下による危険の防止を考慮する。
- (2) 必要に応じて、凍結等による、屋根、ひさし、パラペット等の端部等の損傷の防止を考慮する。

3.2.4 外部床の凍結防止等

必要に応じて、ポーチ、傾斜路等の外部床は、凍結防止及び凍上による損傷の防止を考慮する。

3.2.5 換気口等

- (1) 給気口及び排気口、冷却塔及び煙突等は、十分な距離を確保して配置する。
- (2) 換気口及び換気ガラリについては、風、雨又は雪の吹き込みの防止を考慮する。
- (3) 煙突等は、稼働時の安全性を考慮して、位置、高さ等を設定する。

3.2.6 ルーフドレン、とい等

- (1) ルーフドレンの数及び径は、最大降水量、屋根面積等を考慮したものとす、余裕ある処理水量を確保する。

- (2) といについては、必要に応じて、結露又は凍結の防止を考慮する。
- (3) 地下室、地下ピット等を設ける場合は、浸水防止を十分考慮する。

3.2.7 付属物

- (1) 玄関付近には、必要に応じて、くつふきマットを設ける。なお、くつふきマットを設ける場合は、床と同一面となるよう配慮する。
- (2) 屋外掲示板は、その目的に応じて、道路、歩行者用通路等から見やすいように設ける。
- (3) けん垂幕用取付け金物は、掲示物が道路等から見やすい位置に、必要に応じて設ける。
- (4) 郵便受け、新聞受け又は旗竿受け金物は、使いやすい位置に設ける。

3.3 各室設計

<執務室関係>

3.3.1 事務室

- (1) 窓口業務を行う事務室等不特定かつ多数の人が利用する事務室は、利用者の利便を考慮して、原則として、庁舎の主要な出入口がある階に設ける。
- (2) 機能上又は執務効率上支障のない限り、大部屋とし、フレキシビリティを確保する。
- (3) 窓口には必要に応じてカウンターを設け、待合いと執務を行う部分は一体感のあるものとする。
- (4) 天井高は、原則として、2.6 m以上とする。
- (5) 快適な執務環境の確保及び執務効率のよい事務機器等のレイアウトに配慮する。
- (6) フリーアクセスフロアの設置、VDT作業を考慮した照明等OA機器の設置環境の確保に配慮する。
- (7) 書架等を設ける場合は、鋼製とし、地震動により転倒又は移動しないように、壁又は床に固定する。

3.3.2 上級室

- (1) タイルカーペット、カーテン等及び洗面器の有無は、原則として、別表1による。
- (2) 遮音について十分考慮する。

3.3.3 固有業務室

業務内容に応じた合理的なものとする。

<付属室関係>

3.3.4 会議室

- (1) 不特定かつ多数の人が利用する会議室は、交通部分より直接出入りできる位置に設けるとともに、便所及び湯沸室の利用しやすさに配慮する。
- (2) 不特定かつ多数の人が利用する会議室については、防災及び避難について特に考慮する。
- (3) 室内の吸音及び遮音について十分考慮する。
- (4) 必要に応じて、多様な利用形態、他の機能との共用等を考慮し、フレキシビリティを確保する。
- (5) 視聴覚機器の利用を考慮した暗幕用カーテンボックス、スクリーンボックス、機器の設置のため下地等のほか、白板、ピクチャーレール等を、必要に応じて設ける。
- (6) 机、椅子等の収納スペース、移動間仕切等を、必要に応じて設ける。

3.3.5 コンピュータ室

- (1) 地震等の災害、部外者の侵入等に対する安全性の確保を十分考慮する。
- (2) コンピュータ室の出入口及び機器の搬出入経路は、機器の寸法を考慮したものとするほか、必要

に応じて、搬出入用バルコニーを設ける。

- (3) 床は、機器配線を考慮してフリーアクセスフロアとし、フリーアクセスフロア上は帯電防止を、配線スペースは防じんを考慮した仕上げとする。
- (4) 室内の吸音及び隣接室等に対する遮音について十分考慮する。
- (5) 断熱及び結露防止を考慮する。
- (6) 浸水又は上部等からの漏水の防止を十分考慮する。

3.3.6 O A 機器等の事務機器室

- (1) 事務機器の種類及び利用状況に応じて、利便性を考慮し、事務室内又は事務室の近くに設ける。
- (2) 適切なコンセントの配置、O A 機器の使用を考慮した照明設備、フリーアクセスフロア等による配線経路の確保等 O A 機器の設置環境の確保に配慮する。
- (3) 室内の吸音及び隣接室等に対する遮音について十分考慮する。

3.3.7 電話交換諸室（中継台室、交換機室、休憩室等）

- (1) 中継台が必要な場合は、騒音の少ない位置に設け、吸音及び遮音について十分考慮する。
- (2) 小規模な中継台室には、休憩スペースを設ける。
- (3) 大規模な電話交換の場合は、中継台室、交換機室、電池室又は休憩室を、必要に応じて設ける。

3.3.8 書庫

- (1) 耐火書庫は、他の部分と防火区画する。
- (2) 防湿及び防露について考慮する。
- (3) 床は、防じんを考慮したものとする。
- (4) 書架は、結露防止を考慮し、原則として、外壁に接して配列しない。
- (5) 書架は、鋼製とし、地震動により転倒又は移動しないように、壁又は床に固定する。

3.3.9 倉庫

- (1) 用紙又は事務用品を収納する倉庫は、事務室の近くに設ける。
- (2) 用途により必要に応じて、防湿及び防露について考慮する。
- (3) 用途により必要に応じて、床は、防じんを考慮したものとする。
- (4) 棚を設ける場合は、鋼製とし、地震動により転倒又は移動しないように、壁又は床に固定する。

3.3.10 受付及び守衛室

- (1) 案内のための受付を設ける場合は、庁舎の主要な出入口の玄関ホールに面した位置に設ける。
- (2) 守衛室は、庁舎への出入りを管理しやすい位置に設ける。

3.3.11 宿直室

- (1) 夜間、庁舎を管理しやすい位置に設ける。
- (2) 夜間受付用インターホン、テレビ受信用アウトレット及び火災報知等の警報設備の設置に配慮する。

3.3.12 防災センター

原則として、避難階で、かつ、庁舎を管理しやすい位置に設ける。

3.3.13 一般の便所及び洗面所

- (1) 便所は、男女別とする。

- (2) 男子便所及び女子便所に、各々1個以上の洋風便器の便房を設け、男子便所に、1個以上の床置き式の小便器その他これに類する小便器(以下「床置き式小便器」という。)を設ける。また、庁舎の主要な出入口のある階又は窓口業務を行う階の男子便所の床置き式小便器には、1個以上に手すりを設ける。
- (3) 必要に応じて、手すりを設けた便房を設ける。
- (4) 庁舎の主要な出入口のある階又は窓口業務を行う階の男子便所及び女子便所の洗面スペースの洗面器には、1個以上に手すりを設ける。ただし、洗面カウンターを設ける場合は、十分に補強することにより、これに代えることができる。
- (5) 通路から内部が見通されないよう配慮する。特に扉を設けない場合は、十分留意した平面計画とする。また、屋外からも見通されないよう配慮する。
- (6) 床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
- (7) 清掃方法を湿式とする場合等については、床は、防水及び排水を考慮したものとする。
- (8) 掃除用流し及び掃除具入れを設ける。

3.3.14 多機能便所

- (1) 主要階には、原則として、車いす使用者及びその他の多様な利用者の利用を考慮した多機能便所を各階に一箇所以上設ける。
- (2) 多機能便所は、一般の便所と一体的に又は近接して設置する。
- (3) 出入口の幅は、90 cm以上とする。
- (4) 戸は引き戸として、自動式とするか、開閉が容易なよう配慮する。
- (5) 車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保する。
- (6) 床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
- (7) 清掃方法を湿式とする場合等については、床は、防水及び排水を考慮したものとする。
- (8) 移動、便座への移乗等に配慮して、手すりを設ける。
- (9) ペーパーホルダー、洗浄弁の押しボタン、呼出ボタン等は、使いやすく、分かりやすい位置に配置する。
- (10) 庁舎の主要な出入口のある階、窓口業務を行う階その他利用者の多い階等については、施設又は当該階の用途、機能等に応じて、適切に次に掲げる設備等を付加する。なお、窓口業務を行う官署が入居する庁舎においては、原則として、各々一箇所以上に、次に掲げる 及び の設備を付加する。

オストメイト用の汚物流し等

大人が使用できる大型ベッド

乳幼児用ベッド

乳幼児用イス

- (11) 多機能便所を複数設置する場合は、左右の使い勝手又は付加する設備等が異なるものを適切に設置する。
- (12) 介助者の同伴について考慮する。
- (13) 多機能便所の出入口付近の分かりやすい位置に、便所内に設けている機能について表示する。

3.3.15 湯沸室

- (1) 各事務室から便利な位置に設ける。
- (2) 清掃方法を湿式とする場合等については、床は、防水及び排水を考慮したものとする。
- (3) 必要に応じて、流し台、こんろ台、吊り戸棚、水切り棚、換気フード等を設置し、備品等の設置スペースを確保する。

3.3.16 ゴミ置場

- (1) ゴミの搬出経路を考慮した位置に設ける。
- (2) ゴミの分別収集を考慮したスペースを確保する。

3.3.17 浴室及び脱衣室

- (1) 天井面の結露防止及び結露水の処理について考慮する。
- (2) 浴室の床は、防水及び排水を考慮したものとする。
- (3) 浴室又は脱衣室の床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
- (4) 脱衣室には、脱衣箱又は洗面器具を、必要に応じて設ける。

<厚生関係諸室>

3.3.18 食堂及び厨房

- (1) 食堂は、利用しやすく、執務環境を損なわない位置に設ける。
- (2) 施設の実情に応じたサービス方法を考慮する。
- (3) 利用者の滞留するショーケース、レジ及びカウンターの周辺は、十分なスペースを確保する。
- (4) カウンターの材料は、熱、水及び摩耗に強いものとする。
- (5) 関係法令等に従い、又は必要に応じて、食堂職員専用の更衣室又は便所、食品庫等を設ける。
- (6) 食堂職員専用の更衣室、便所等には、原則として、前室を設ける。
- (7) 厨房は、隣室及び下階に対する遮音について十分考慮する。
- (8) 厨房関係諸室間の動線は、原則として、共用部を経由しないものとする。
- (9) 原材料の搬入及び厨芥等の搬出の経路の確保について考慮する。
- (10) 厨房は、業務形態を考慮し、円滑なサービスができる厨房機器等の配置に配慮する。
- (11) 厨房は、汚染区域、非汚染区域を明確にし、食材、食器、ゴミ等の流れを十分考慮した配置とする。
- (12) 厨房は、防虫、防鼠、防臭等を考慮したものとする。
- (13) 厨房の床は、掃除しやすく、かつ、滑りにくい材料で、壁は汚れにくい材料で仕上げる。
- (14) 清掃方法を湿式とする場合等については、厨房の床は、防水及び排水を考慮したものとし、排水勾配を適切に確保する。
- (15) 排水溝は、厨芥、グリース等が付着しにくい仕上げとし、排水勾配を適切に確保する。
- (16) 厨房排水槽については、腐食対策を考慮する。

3.3.19 医務室

- (1) 職員の健康診断のためのスペースを、必要に応じて確保する。
- (2) 騒音又は振動が少ない位置に設けるとともに、遮音について考慮する。
- (3) 外部から見通されないよう配慮する。
- (4) 床は、耐薬品性を考慮したものとする。

<設備関係諸室>

3.3.20 設備関係諸室（機械室、電気室、発電機室、中央監視室等）

- (1) 収容する機器に応じて、必要な天井高及び梁下の高さを確保するとともに、荷重を考慮する。
- (2) 機器の搬出入経路及び保守点検スペースを確保する。
- (3) 中央監視室、控室等を、必要に応じて設ける。なお、地階に設ける場合は、避難の確保を十分に考慮する。
- (4) 電気室、発電機室又は配線室は、浸水により機能を損なわないよう十分考慮する。直上には、原則として水を使用する室を配置しないこととし、やむを得ず配置する場合は、防水処理を十分に行

- う。また、給排水管、ガス管又は油管が電気室等を通過しないよう配慮する。
- (5) 設備機器からの騒音又は振動の伝搬を抑制するため、必要に応じて、防振基礎の設置、壁の吸音性又は遮音性の確保等の対策を講ずる。
 - (6) 機械室、電気室等の扉は、避難を考慮して、原則として、外開きとする。なお、機械室には、二箇所以上の出入口を設ける。
 - (7) 床は、防じんを考慮したものとする。
 - (8) 蓄電池室の床は、設置する蓄電池の種類により必要に応じて、耐酸性等を考慮したものとする。
 - (9) 非常用照明の電源が蓄電池別置型の場合、このための分電盤を設置する配線室は、防火区画したものとする。

<交通部分>

3.3.21 玄関

- (1) 庁舎の主要な出入口は、原則として、一箇所とする。ただし、合同庁舎又は総合庁舎において、次に掲げる場合は、必要に応じて、専用出入口を設ける。
 - 窓口業務を行う官署のうち、来庁者の多い官署が入居する場合
 - 人権上の配慮を要する官署が入居する場合
 - 24時間業務体制の官署が入居する場合
- (2) 庁舎の主要な出入口は、幅 120 cm 以上でスライド式自動扉とする。また、風除室は、地域性、風向き等を考慮し、適切に設ける。
- (3) その他の出入口は、幅 90 cm 以上とし、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。
- (4) 出入口周辺の床面は、濡れても滑りにくいように、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- (5) 出入口には、車いす使用者の通過の支障となる段を設けず、出入口の前後には十分な広さの水平部分を確保する。
- (6) 雨天時の出入りに配慮し、出入口には、原則として、ひさしを設ける。
- (7) 出入口の大きなガラス面は、十分な安全性を持つものとするとともに、ガラス面の存在を識別できるように配慮する。また、杖、車いす等の衝突によってガラスが破損しないよう、下框の高さの設定等に配慮する。
- (8) 夜間に使用する出入口付近は、安全に通行できるよう照明の設置等に配慮する。
- (9) 受付を設けない場合等は、玄関付近に呼出し設備を設け、呼出し設備まで視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。

3.3.22 玄関ホール

- (1) 玄関から分かりやすい位置に、庁舎総合案内板を設け、また、必要に応じて受付を設ける。受付及び庁舎総合案内板は、近接した位置に設ける等連携に配慮する。
- (2) 必要に応じて、点字による庁舎総合案内板等を設け、その前まで視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。なお、受付を設ける場合は、受付に近接した位置に設ける。
- (3) 庁舎の主要な出入口から受付等まで、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。

3.3.23 階段

- (1) 主要な階段は、分かりやすい位置に設ける。
- (2) 主要な階段の幅は、150 cm 以上とする。
- (3) 主要な階段は、けあげ寸法 16 cm 以下、踏面寸法 30 cm 以上とし、回り段を設けない。
- (4) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- (5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により、段を容易に識別できるものとする。

- (6) 段鼻の突き出しがないこと等により、つまずきにくい構造とする。
- (7) 階段の上端に近接する廊下等又は踊場の部分に、点状ブロック等を敷設する。
- (8) 主要な階段には、両側に手すりを設ける。また、施設の用途、機能等により必要に応じて、2 段手すりとする。
- (9) 主要な階段の手すりは、踊場についてもできる限り連続して設置し、始末端には十分な長さの水平部分を設ける。
- (10) 手すり壁等の高さ、形状等は、落下防止を十分考慮したものとする。また、側面を手すり子形式とする場合は、杖の脱落防止等のため、踏面の側端に立上りを設ける。
- (11) 主要な階段の手すりの端部に、現在位置、誘導方向等を示す点字表示を行う。

3.3.24 エレベーター及びエレベーターホール

- (1) 4 階建以上の庁舎又は合同庁舎には、原則として、エレベーターを設ける。なお、3 階建以下の庁舎において、窓口業務を行う事務室がある階に直接地上へ通ずる出入口がない場合は、かごが当該階に停止するエレベーターを設ける。
- (2) エレベーターは、分かりやすい位置に設ける。
- (3) 窓口業務を行う官署が入居する庁舎、合同庁舎又は大規模庁舎においては、エレベーターのうち移動経路上の便利な位置にある 1 台以上について、かごの奥行を 135 cm 以上、かごの床面積を 2.09 m² 以上、かご及び昇降路の出入口の幅を 90 cm 以上とする。また、かご内に、車いす使用者用操作盤、手すり、鏡、出入口検出装置、インジケータ、キックプレート、点字銘板及び自動放送装置を適切に設ける、かご内の床の出入口部を他の部分と感触の違う仕上げとする等配慮する。
- (4) その他のエレベーターは、かごの奥行を 135 cm 以上、かごの床面積を 1.83 m² 以上、かご及び昇降路の出入口の幅を 80 cm 以上とする。
- (5) 2 台以上のエレベーターが並んで配置される場合は、原則として、かごの大きさを同一とする。
- (6) 窓口業務を行う官署が入居する庁舎、合同庁舎又は大規模庁舎においては、エレベーターホールに、車いす使用者用の乗場ボタン、点字銘板及び自動放送装置を設ける等配慮する。
- (7) エレベーターホールは、幅及び奥行を 180 cm 以上とし、登退庁時等の職員の滞留に配慮する。

3.3.25 廊下

- (1) 原則として柱型等の突出物を設けず、円滑な移動を確保する。
- (2) 主要な廊下の幅は、180 cm 以上とする。ただし、廊下等の末端の付近及び区間 50m 以内ごとに車いす使用者がすれ違うことができる場所を設ける場合にあっては、140 cm 以上とすることができる。
- (3) 廊下には、原則として、段を設けない。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機を併設する。なお、段は 3.3.23(3)から(8)に準じた構造とし、傾斜路は 3.3.27 による。
- (4) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- (5) 床と壁の色彩及び明度の差等による立ち上がり境の視認性の確保に配慮する。
- (6) 施設の用途、機能等により必要に応じて、手すりの設置について考慮する。
- (7) 窓口業務を行う官署が入居する庁舎、合同庁舎又は大規模庁舎においては、来庁者が休憩できるスペースの確保について考慮する。

3.3.26 内部出入口

- (1) 窓口業務を行う事務室の主要な出入口は、幅 120 cm 以上とし、扉は、原則としてスライド式自動扉とする。
- (2) その他の出入口は、幅 90 cm 以上とし、扉は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。

- (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。

3.3.27 屋内傾斜路

- (1) 屋内に設ける傾斜路（以下「屋内傾斜路」という。）の幅は、150 cm以上とする。ただし、階段に併設する場合は、120 cm以上とすることができる。また、勾配は、12分の1以下とする。
- (2) 上端、下端及び高さ75 cm以内ごとに、また、曲がり部分、折り返し部分及び他の通路と交差する部分に、踏幅150 cm以上の踊場を設ける。
- (3) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- (4) 床は、その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等により、屋内傾斜路の存在を容易に識別できるものとする。
- (5) 高さが16 cmを超える傾斜部には、両側に手すりを設けることとし、原則として、2段手すりとする。
- (6) 手すりは、踊場についても連続して設置し、始末端には十分な長さの水平部分を設ける。
- (7) 手すりの端部に、現在位置、誘導方向等を示す点字表示を、必要に応じて行う。
- (8) 側壁がない場合は、脱輪防止等のため、屋内傾斜路の側端に立上りを設ける。
- (9) 屋内傾斜路の上端に近接する部分には、点状ブロック等を敷設する。ただし、勾配20分の1以下、又は高さ16 cm以下かつ勾配12分の1以下の場合については、この限りではない。

<車庫等>

3.3.28 自動車車庫

- (1) 地階に設ける場合は、防災及び避難について十分考慮する。
- (2) 車止め、器具棚、器具庫、排水溝等を、必要に応じて設ける。

3.3.29 自転車置場

- (1) 必要に応じて、庁用と来庁用を区別する。
- (2) 来庁用は、施設の用途、規模等に応じた駐輪台数の確保を考慮するとともに、利用しやすい位置に設ける。

<その他>

3.3.30 喫煙スペース

- (1) 庁舎内における喫煙が可能とされている場合は、健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）を踏まえ、適切に分煙が図られるよう、原則として、天井までの間仕切り等により区画した喫煙スペースを設ける。
- (2) 喫煙スペースの出入口は、扉の設置等により、たばこ煙の漏出を防ぐよう配慮する。
- (3) 喫煙スペースの出入口付近の分かりやすい位置に、案内表示を行う。

3.3.31 その他

- (1) 登退庁用通用口を、必要に応じて設ける。
- (2) 玄関ホール又は庁舎内の要所に、冷水器、公衆電話、自動販売機等の設置スペースを、必要に応じて確保する。
- (3) 来庁者用等の掲示板は、玄関ホール、廊下等に、見やすく設ける。また、広報スペース等を、必要に応じて確保する。

3.4 仕上げの選定

- (1) 外部仕上げは別表2、内部仕上げは別表3の仕上げを標準とする。ただし、特別な機能又は性能

を確保する必要がある場合は、これを考慮し、適切に選定する。

- (2) 別表 2 及び別表 3 に記載されていない部分の仕上げについては、同表に準拠し、適切に選定する。
- (3) 外部仕上げについて、周辺環境との調和を図る必要がある場合は、これを考慮する。
- (4) 床面は、滑りにくい材料で仕上げる。特に、構内通路、ポーチ等の床面は、粗面とする等濡れても滑りにくいものとする。
- (5) 内部の天井及び壁の仕上げには、原則として準不燃材料(不燃材料を含む。)を使用することとし、重要な財産・情報を保管する室等特に出火しにくいよう配慮する必要がある室については、原則として不燃材料を使用する。なお、大地震動後、災害応急対策活動に必要な施設等については、不燃化を徹底する。
- (6) 居室等の仕上げについては、ホルムアルデヒド、揮発性有機化合物(VOC)等の空気汚染物質の発生抑制に配慮したものとす等適切な空気環境の確保に配慮する。
- (7) 汚れにくく、清掃が容易な仕上げとするよう配慮する。
- (8) 廃棄物を再生利用したもの等環境負荷の少ない材料の活用に配慮する。

3.5 各部・詳細設計

3.5.1 手すり

(1) 設置場所及び設置方法

階段、傾斜路、便所のほか、施設の用途、機能等に応じて、転倒防止、立上り又は移動の補助、視覚障害者の誘導等に配慮して、廊下等必要な場所に適切に手すりを設置する。

手すりを設ける場合は、できる限り連続して設ける。

階段、バルコニー等の手すりは、落下防止を十分考慮したものとする。

(2) 材質、形状等

手触りがよく、体重をかけた時に滑りにくい材質とする。また、取付箇所の条件に応じて耐久性、耐食性等を考慮した適切な材質とする。

握りやすい形状のものとし、体重をかけることを考慮し、堅牢に取り付ける。

受け金具、端部等の引っかかりがないよう配慮する。

壁との色彩及び明度の対比等により、手すりの位置を認識しやすいよう配慮する。

階段、傾斜路、廊下等の手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込む等先端が突き出さない形状とする。

3.5.2 カウンター

- (1) 車いす使用者の利用を考慮し、カウンターの高さ、フットレストのためのクリアランス等を設定する。
- (2) 立位で使用するカウンターは、体重をかけることを考慮し、床又は壁に適切に固定する。
- (3) 手すりを設ける、杖等を立てかけられる場所を設ける等配慮する。

3.5.3 扉

(1) 幅

機器類の搬出入、車いす使用者の利用等を考慮し、十分な幅を確保する。

(2) 開き戸

軽く、ゆるやかに開閉するよう配慮する。

取手は、レバーハンドルとする等高齢者、障害者等が操作しやすいよう配慮する。

開閉時の衝突の防止に配慮する。

(3) 引き戸

多機能便所等の引き戸については、次に掲げる事項に配慮する。

床には、利用者の円滑な通行の支障となる、くつずり、溝等を設けない。

自動式とするか、できるだけ小さな力で開閉できるよう配慮する。

自動式とする場合の開閉ボタンは、車いす使用者に使いやすい位置に設置する。

引き手は、車いすに座ったままでも操作しやすい位置に設置し、握りやすい形状とする。

(4) スライド式自動扉

高齢者、障害者等の通行を考慮し、開閉速度、センサー等を設定する。

3.6 案内・表示

3.6.1 共通事項

(1) 案内は、単純かつ明快で、分かりやすいものとする。

(2) 多様な利用者を考慮し、案内図記号を活用するほか、庁舎の立地、用途等に応じて、子供又は外国人の利用を考慮し、ひらがな又は外国語を併記する等内容が容易に理解できるよう配慮する。

(3) 目的地までの経路において、現在位置、目的地の位置、目的地までの経路等が逐次確認でき、また、目的地に到達したことが確認できるように案内を配置する。

(4) 案内は、見やすい位置及び高さに設置する。

(5) 案内は、統一のとれたデザインとするとともに、外部に設置するものについては、地域における統一性又は周辺環境との調和に配慮する。

(6) 案内の文字又は図は、容易に判断できる大きさとする。

(7) 案内の文字又は図と背景の輝度比を十分に確保する、日射又は照明の影響を考慮する等見やすさに十分配慮する。

(8) 移動経路上に突き出して設置するものは、通行上の安全性を考慮する。

3.6.2 外部表示

(1) 施設名称表示

道路からの出入口付近及びその他敷地境界付近の道路から分かりやすい位置に、見やすい大きさ、形状等により、庁名及び官署名を表示する。

官署名は、原則として、正式名称とする。

(2) 施設総合案内板

道路からの出入口付近及びその他敷地境界付近に、現在位置、駐車場、庁舎の主要な出入口等の位置を確認できる案内板を、必要に応じて設ける。

(3) その他の表示

歩行者用通路の道路からの出入口付近に、周辺の交通機関、その方向等が確認できる案内板を、必要に応じて設ける。

3.6.3 内部表示

(1) 庁舎総合案内板

玄関ホールの分かりやすい位置に設ける。

官署名、室名、所在階等を分かりやすく表示する。

名称等の変更のしやすさに配慮した仕様とする。

(2) 会議案内

玄関ホール等の分かりやすい位置に、会議名、会議室名及び所在階を表示する案内板を、必要に応じて設ける。

(3) 点字案内板

玄関ホール等の分かりやすい位置に、官署名、室名、所在階等を点字により表示した案内板を、必要に応じて設ける。

(4) エレベーター内案内板

エレベーター内の壁面に、官署名、室名及び所在階を表示した案内板を、必要に応じて設ける。名称等の変更のしやすさに配慮した仕様とする。

(5) 各階案内板

エレベーターホール等の分かりやすい位置に、各階の配置図を表示した案内板を、必要に応じて設ける。

視覚障害者及び車いす使用者による利用を考慮し、設置高さ、形状、点字の併記等について考慮する。

配置図には、部局名、課名等のほか、会議室、便所、エレベーター、階段、現在位置等を表示する。

(6) 誘導方向表示

来庁者の動線の起点、分岐点等の見やすい位置に、矢印等により各室の方向を示した表示を、必要に応じて設ける。

(7) 室名札

各室入口付近の見やすい位置に、室名札を設ける。名称等の変更のしやすさに配慮した仕様とする。

(8) 管理サイン

利用案内、緊急対応等の情報を随時表示できる案内板等を、必要に応じて設ける。

(9) 階数表示

エレベーターホール、階段室等に現在階を表示する。
階段の踊場に上下階の階数を、必要に応じて表示する。
階数表示は、壁面又は床面に分かりやすく表示する。

(10) 端末案内

情報端末による庁舎案内を設置する場合は、庁舎総合案内板又は各階案内板との連携に配慮する。車いす使用者又は子供にも使いやすいよう配慮し、高さ等を設定する。

3.6.4 案内図記号

- (1) 日本工業規格 Z 8210 に規定されるものについては、これによる等標準的な案内図記号により表示する。
- (2) 標準的な案内図記号がないものについては、原則として、文字により表示する。

3.6.5 視覚障害者誘導用ブロック等

- (1) 道路等から窓口、受付等までの経路には、移動方向を示すための線状ブロック等及び注意を喚起する位置を示すための点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設する。
- (2) 車路又は段若しくは傾斜路の上端に近接する部分には、点状ブロック等を敷設する。
- (3) 誘導のための視覚障害者誘導用ブロック等は、視覚障害者が位置を認識しやすいように、単純な経路により連続して敷設する。
- (4) 視覚障害者誘導用ブロック等の材質は、滑りにくく、磨耗しにくいものとする。
- (5) 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列については、日本工業規格 T 9251 による。
- (6) 視覚障害者誘導用ブロック等は、原則として全面を黄色とし、周囲の床材との輝度比を十分に確保して容易に識別できるものとする。

3.6.6 点字表示

(1) 一般事項

操作ボタンの内容について表示する点字は、ボタン上又はボタンから斜めの位置には表示しない。触知しやすい高さ及び位置の範囲に設置する。

手触りのよい材料を使用し、金具等の引っかかりがないよう配慮する。

墨字を併記する。

(2) 手すりの点字表示

点字は、手すりの長手方向と平行に表示する。また、点字の行数は3行以内とする。

断面が円形状の手すりにおいては、点字部分を手すりの真上より少し壁側に寄せ、平面状の手すりにおいては、点字部分が平坦部からはみ出さないように表示する。

2段手すりの場合は、原則として、上段の手すりに表示する。

階段又は傾斜路の手すりについては、両側の手すりの点状ブロック等の延長線上の位置の水平部分に表示する。

庁舎内の階段については、原則として現在階の階数を表示するとともに、適切に当該階の案内を表示する。

(3) エレベーターの点字表示

エレベーターホールの呼出ボタンの点字表示については、「ウエ」_レ、「シタ」とボタンの内容を表示するほか、現在階を表示する。

エレベーター内の操作ボタンの点字表示については、それぞれのボタンの内容を、階数は「1」_レ、「2」等、その他は「アケ」_レ、「シメ」_レ、「非常」等と表示する。

第 4 章 改修設計

4.1 基本方針

- (1) 改修の目的に応じて求められる性能及び機能を確保する。
- (2) 既存施設の現状を十分に把握し、適切な材料、工法等を選択する。
- (3) 第 2 章及び第 3 章については、改修の対象となる部位等に適用する。

4.2 建築物の外部の劣化に伴う改修

- (1) 防水、外壁、外部建具等の劣化に伴う改修については、次に掲げる性能を確保する。
 - 雨漏り又は漏水がない。
 - 合理的な耐久性が考慮されている。
 - 仕上げ材等のはく離、落下等の危険性がない。
 - 美観について考慮されている。
- (2) 劣化の程度及び進行状況、既存の材料及び工法等を考慮し、適切な改修方法を選択する。
- (3) 施設の外観等に影響を与える可能性がある場合については、改修前の印象を保持する等周辺環境との調和に配慮する。

4.3 高齢者、障害者等の円滑な利用を考慮した改修

既存施設の現状及び利用状況を十分に把握した上で、多様な施設利用者を考慮し、より円滑かつ快適に利用できるものとなるよう改善を図る。

4.4 耐震改修

「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」(平成 8 年 10 月 24 日建設省営計発第 101 号)に基づき、適切に構工法を選択する。

4.5 環境負荷の低減のための改修

新たに屋上緑化を設ける場合は、積載荷重に加え、防水層への影響、育成管理等に留意する。

附則

1. この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から適用し、適用日において現に存する官庁施設については適用しない。
2. 「建築設計基準」(平成 16 年 10 月 14 日国営整第 95 号)及び「建築改修設計基準」(平成 11 年 2 月 3 日建設省営建発第 12 号)は、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。

別表2 外部仕上げ表

		500㎡未満	500㎡以上2,250㎡未満	2,250㎡以上10,000㎡未満	10,000㎡以上
壁、柱及びはり		複層仕上塗材		磁器質タイル	
屋根		アスファルト防水保護コンクリート直均し仕上げ			
ひさし	上端	塗膜防水		合成高分子系ルーフィングシート防水	
	下端	複層仕上塗材		金属成形板	
建具	窓	アルミニウム製			
	玄関	鋼製(自動扉)	ステンレス製(自動扉)		
	その他出入口	鋼製			

別表3 内部仕上げ表

室名	部位	300㎡未満	300㎡以上2,250㎡未満	2,250㎡以上10,000㎡未満	10,000㎡以上	
事務室 会議室	天井	不燃積層せっこうボード(化粧あり)		ロックウール化粧吸音板		
	壁	モルタルEP又はせっこうボードEP				
	幅木	ビニル幅木				
	床	ビニル床タイル (フリーアクセスフロアとする場合は、タイルカーペット又は帯電防止ビニル床タイル)				
上級室	天井	不燃積層せっこうボード(化粧あり)		ロックウール化粧吸音板		
	壁	モルタルEP又はせっこうボードEP		モルタル又はせっこうボードのうえ壁紙		
	幅木	ビニル幅木				
	床	ビニル床タイル (フリーアクセスフロアとする場合は、タイルカーペット)		タイルカーペット		
事務機器室	天井	ロックウール化粧吸音板				
	壁	吸音用穴あきケイカル板EPグラスウール裏込め				
	幅木	ビニル幅木				
	床	タイルカーペット又は帯電防止ビニル床タイル				
玄関	天井	不燃積層せっこうボード(化粧あり)		ロックウール化粧吸音板	金属成形板	
	壁	モルタルEP			磁器質タイル	
	幅木	ビニル幅木		磁器質タイル		
	床	ビニル床シート		磁器質タイル		
階段室	段裏	軽量骨材仕上塗材				
	壁	モルタルEP又はせっこうボードEP				
	幅木	ビニル幅木				
	床	ビニル床シート				
基準階 ホール 廊下	天井	不燃積層せっこうボード(化粧あり)		ロックウール化粧吸音板		
	壁	モルタルEP又はせっこうボードEP				
	幅木	ビニル幅木				
	床	ビニル床シート				
洗面所 便所	天井	ケイカル板EP				
	壁	陶器質タイル				
	幅木	陶器質タイル				
	床	ビニル床シート (清掃方法を湿式とし、防水層を設ける場合は、モザイクタイル)				
湯沸室	天井	ケイカル板EP				
	壁	モルタルEP又はケイカル板EP		陶器質タイル		
	幅木	ビニル幅木		陶器質タイル		
	床	ビニル床シート				
浴室 (ユニットバスと しない場合)	天井	樹脂成形板				
	壁	陶器質タイル				
	幅木	陶器質タイル				
	床	モザイクタイル				
脱衣室	天井	ケイカル板EP				
	壁	モルタルEP又はケイカル板EP				
	幅木	ビニル幅木				
	床	ビニル床シート				
和室 (宿直室等)	天井	化粧せっこうボード				
	壁	モルタルEP又はせっこうボードEP				
	幅木	(畳寄せ)				
	床	畳				

室名	部位	300㎡未満	300㎡以上2,250㎡未満	2,250㎡以上10,000㎡未満	10,000㎡以上
食堂 理髪室 美容室 医務室	天井	不燃積層せっこうボード(化粧あり)		ロックウール化粧吸音板	
	壁	モルタルEP又はせっこうボードEP		モルタル又はせっこうボードのうえ壁紙	
	幅木	ビニル幅木			
	床	ビニル床シート (理髪室、美容室、医務室については、耐薬品性を考慮する)			
厨房	天井	ケイカル板EP			
	壁	陶器質タイル (配膳のみを行う等軽微な場合については、モルタルEP)			
	幅木	陶器質タイル (配膳のみを行う等軽微な場合については、モルタルNAD)			
	床	磁器質タイル(防水層を設ける) (清掃方法を乾式とする場合は、ビニル床シート)			
倉庫 書庫	天井	コンクリート打放し (常に人が出入りする書庫については、不燃積層せっこうボード(化粧有))			
	壁	コンクリート打放し (常に人が出入りする書庫については、モルタルEP又はせっこうボードEP)			
	幅木	コンクリート打放し (常に人が出入りする書庫については、ビニル幅木)			
	床	コンクリート直均し仕上げのうえ合成樹脂塗材 (常に人が出入りする書庫については、ビニル床タイル)			
機械室 電気室	天井		コンクリート打放し (消音が必要な場合は、グラスウールのうえガラスクロス張り)		
	壁		コンクリート打放し (消音が必要な場合は、上部はグラスウールのうえガラスクロス張り)		
	幅木		コンクリート打放し		
	床		コンクリート直均し仕上げのうえ合成樹脂塗材		
中央監視室	天井	不燃積層せっこうボード(化粧あり)			
	壁	モルタルEP又はせっこうボードEP			
	幅木	ビニル幅木			
	床	ビニル床タイル			
自動車庫	天井	コンクリート打放し			
	壁	コンクリート打放し			
	幅木	コンクリート打放し			
	床	コンクリート直均し仕上げ			

(注) 表中の用語及び略語は、次による。

- ① ケイカル板 無石綿けい酸カルシウム板の略
- ② EP 合成樹脂エマルジョンペイント塗りの略
- ③ NAD アクリル樹脂系非水分散形塗料塗りの略
- ④ 機械室 冷凍機室、ボイラー室、空調機械室、送風機室、ポンプ室、エレベーター機械室、受水タンク室をいう。
- ⑤ 電気室 受変電室、発電機室、蓄電池室をいう。